

府情個第3138号
平成23年10月3日

宮部 龍彦 様

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の写しの送付について

下記の事件については、平成23年10月3日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号：平成23年（行個）諮問第91号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件



府情個第3137号
平成23年10月3日

法務大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の交付について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第42条の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します（平成23年度（行個）答申第102号）。

記

諮問番号：平成23年（行個）諮問第91号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

(別紙)

諮問番号：平成23年（行個）諮問第91号

答申番号：平成23年度（行個）答申第102号

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書27に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分（別紙2に記載の部分）を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成23年3月18日付け庶第214号により大阪法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人により既にインターネットにより公開されている情報を不開示とした部分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書の記載

ア 審査請求に到るまでの経過

(ア) 平成22年2月15日、審査請求人自身が運営するブログ「特定ブログ」に、特定都道府県部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例に対する批判と共に「特定市内特定地区の概況」、地図「特定市内の特定地区（被差別部落）」及び「50年のあゆみ」を掲載した。

(イ) 平成22年2月20日、同じく「特定ブログ」に、「地区の所在地」及び「10年のあゆみ」を掲載した。

(ウ) 平成22年4月21日、処分庁から特定会社（ブログ運営会社）に上記の情報に対する削除要請があったと、特定会社から審査請求人に連絡があった。

(エ) 平成22年4月21日、審査請求人は処分庁に電話をして削除要請を拒否した。

- (オ) 平成23年1月11日、処分庁に対して「インターネットサイト「特定ブログ」に対する削除要請に係る人権侵犯事件記録（特定市内の特定地区に関するもの）」を開示するよう、保有個人情報開示請求書を提出した。
- (カ) 平成23年3月21日、審査請求人は本件処分についての通知（添付書類第2号）を受け取った。
- (キ) 平成23年3月30日、審査請求人は部分開示された本件文書を受け取った。
- イ 審査請求人により既にインターネットにより公開されている情報について
- (ア) これらの情報は、審査請求人が特定都道府県の条例について論評するために、特定社団法人（旧特定協議会）の出版物により公にされた情報を国立国会図書館で複写し、著作権法上認められる範囲で引用したものである。従って、開示ないしは公開しても処分庁の事務事業に影響しない。
- (イ) また、平成22年度（行個）答申第81号（平成22年12月3日）により、同和地区一覧を模した文書について「当該情報を開示すると、そのような誤解を通じて、国民からの信頼を失い、その結果、人権擁護行政事務に支障が生ずるとして、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとした諮問庁の説明を認めることは困難であることから、当該部分は開示すべきである。」との判断が示されている。

(2) 意見書の記載

ア 諮問庁の説明1項について

「特定ブログ」は掲示板ではなくブログである。

イ 諮問庁の説明2項について

諮問庁が「人権侵犯事件」としているのは、審査請求人が「特定都道府県部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」について論評するために、特定市人権協会が頒布し、国立国会図書館にも所蔵されている「50年のあゆみ」の、特定市内の特定地区の名称と区域が掲載されている部分を引用したことである。処分庁は、審査請求人が掲載した情報をインターネットから排除するために、審査請求人に事前に知らせることなく特定会社に行政指導を行ったが、特定会社から審査請求人に通知があったため、審査請求人の知ることとなったものである。

審査請求人は論評のために読者に対して特定市人権協会が既に頒布させていた情報を提供しただけであって、それにより誰かの基本的

人権が侵害された疑いがあったという事実はない。むしろ、処分庁の行為が憲法21条2項で禁止されている検閲であって、審査請求人の基本的人権を侵害する行為である。

ウ 諮問庁の説明4項について

少なくとも文書27の情報は、平成22年度（行個）答申第81号において、以下のかぎ括弧内のおり判断されたものと、ほぼ同種の情報である。「文書4の不開示部分は、特定ブログに添付された電子ファイルの内容を印刷したものであるが、いずれも特定の地域に関する情報が部落地名総鑑等の標題とともに多数掲げられており、その内容からして、それが事実か否かを問わず、法務局等が部落差別を助長する可能性のある情報として、重点的にその排除に取り組んできている情報であると見ることができる。そうすると、法務局等が自ら当該情報を開示することは、これまでの部落差別の解決に向けた取組方針と相反することになることを否定することはできず、諮問庁がその開示に消極的な対応をしていることは、理解し得ないものではない。しかし、本件は、法に基づく保有個人情報の開示請求であり、しかも、当該情報は、既に審査請求人が知り得ているというにとどまらず、処分庁が審査請求人の開設した特定ブログに掲載されていた内容を印刷して得られたものであり、審査請求人の保有個人情報として、当該情報を開示することが、現状以上の情報拡散をもたらすものではないと認められる。そうであれば、処分庁が当該情報を開示することは、新たな差別の助長につながる行為と言うことはできず、また、差別を助長する行為に加担したもののとの誤解を生じるとまでは見ることはできない。したがって、当該情報を開示すると、そのような誤解を通じて、国民からの信頼を失い、その結果、人権擁護行政事務に支障が生ずるとして、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとした諮問庁の説明を認めることは困難であることから、当該部分は開示すべきである。」

なおかつ、文書27の情報は特定市人権協会が以前から頒布していたものであって、処分庁が排除に取り組んできた事実はない。特定市人権協会は特定対策事業の窓口団体であったのに対して、審査請求人は一個人であり、なおかつ過去の特定対策事業や、国や自治体の人権擁護活動に批判的な意見を述べていることから、処分庁により差別的な取り扱いをされたものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、開示請求者が

管理しているインターネット上の掲示板「特定ブログ」につき、大阪法務局が削除要請した人権侵犯事件記録一式である。

処分庁は、下記4の理由により、平成23年3月18日、保有個人情報の部分開示決定（原処分）をし、同日付け庶第214号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 不服申立ての趣旨

審査請求人は、原処分を取り消し、「調査の結果得られた証拠を印刷した書面」等、審査請求人によりインターネットにより公開されている情報について、不開示とした部分を開示に変更する決定を求めている。

4 部分開示を行った理由

- (1) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報が含まれている。

したがって、これらの情報は法14条2号本文の不開示情報に該当する。

- (2) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌たんのない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点な

どの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、このような事態が生じることをおそれて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (3) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権擁護事務を遂行する職員に関する情報が含まれている。

人権擁護事務を遂行する職員に関する情報を審査関係人に開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (4) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、法人その他の団体に関する情報が含まれている。

法人その他の団体に関する情報を審査請求人に開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条3号イの不開示情報に該当する。

また、これらの情報が開示されることとなれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、同条7号柱書きの不開示情報にも該当する。

- (5) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実やその内容等が

その他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。

すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容や当該関係者を推認することができる情報を第三者に開示すると、関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに応じることを拒否するようになる。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなる。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、関係者の住所、氏名等の個人識別情報のみを不開示とすることの是非については、たとえ当該個人識別情報のみを不開示としたとしても、事件関係者であれば、供述の内容から供述者を特定したり、特定には至らないにしても、供述者を推測することは可能であることから、事件関係者間において無用のトラブルが発生し、人権侵害による被害者救済の目的が達成できないおそれがあるため、個人識別情報以外の部分を含めて不開示とせざるを得ない。

- (6) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、大阪法務局が調査の結果得た証拠の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い。しかしながら、人権擁護機関は、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しておらず、その調査方法にはおのずから限界がある。そのような中、開示請求の都度、人権擁護機関の行った調査の結果得られた証拠の内容を全て明らかにしていくと、開示された情報の蓄積により、人権擁護機関の調査の手法を具体的に明らかにしてしまうことにつながりかねない。かかる場合、事後における類似事件の調査において、人権擁護機関の調査の手法を知った関係者等から誠実な供述が得られなくなるなど、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

5 その他

審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別紙のとおりである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成23年5月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同月30日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ | 同年7月21日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 原処分 of 経緯及び審査請求の範囲について

本件開示請求は、開示請求文書の記載によれば、平成22年4月、大阪法務局が、開示請求者が運営しているインターネットホームページに掲載された情報について、人権侵害を理由として、当該ブログを管理しているプロバイダー（特定会社）に対して、削除要請を行う措置を執った人権侵犯事件の記録一式に記録されている保有個人情報の開示を求めるものである。

これについて、処分庁は、別紙1に掲げる27文書に記録されている保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した上で、これらの情報の一部が、法14条2号、3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行ったものである。

これについて、諮問庁は、原処分を妥当としているが、審査請求人は、原処分のうち、調査の結果得られた証拠を印刷した書面に記録された情報等、審査請求人により既にインターネットにより公開されている情報と同一の保有個人情報を不開示とした部分につき、その取消しを求めているため、以下、審査請求人が開示を求めている本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人が管理しているインターネット上の「特定ブログ」につき、大阪法務局が削除要請した人権侵犯事件記録一式であり、別紙1のとおり、文書1ないし文書27から構成されていることが認められる。

そして、審査請求人は、これらの本件対象保有個人情報のうち、調査の結果得られた証拠を印刷した書面等、審査請求人により既にインターネットにより公開されているものについては、開示すべきであると主張する。

本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人が、特定都道府県に対して自らの特定ブログに特定の情報を掲載したと通知したことを端緒として、特定都道府県が大阪法務局に特定ブログの削除依頼を行い、それについて大阪法務局が人権侵犯事件として調査等を行った人権侵犯事件記録一式であると認められる。

そのうち、審査請求人が開示を求めている、同人により既にインターネットにより公開されている情報に当たるのは、文書5、文書8、文書9及び文書27にそれぞれ添付されている審査請求人の特定ブログの写しに記録された情報であることが認められる。そこで、以下、本件対象保有個人情報のうち、文書5、文書8、文書9及び文書27において、審査請求人が開示すべきとしている部分（各添付ブログの写し）の開示情報該当性を検討する。

- (2) 諮問庁は、文書5、文書8、文書9及び文書27のうち、特定ブログの写しを開示としたことについて、以下のとおり説明する。

文書5、文書8、文書9及び文書27の特定ブログの写しには、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されていることから、当該情報は、法14条2号本文の開示情報に該当する。

また、文書9及び文書27の当該部分は、調査過程で収集した証拠であるが、人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い。しかしながら、人権擁護機関は、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しておらず、その調査方法にはおのずから限界がある。そのような中、開示請求の都度、人権擁護機関の行った調査の結果得られた証拠の内容を全て明らかにしていくと、開示された情報の蓄積により、人権擁護機関の調査の手法を具体的に明らかにしてしまうことにながりがねない。かかる場合、事後における類似事件の調査において、人権擁護機関の調査の手法を知った関係者等から誠実な供述が得られなくなるなど、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの開示情報に該当する。

- (3) 諮問庁の上記説明について検討する。

本件対象保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めている特定ブログの写しが添付されている文書5、文書8、文書9及び文書27は、大阪法務局が特定機関に対して行った口頭聴取内容に添付された資料（文書5及び文書8）並びに、大阪法務局が当該事案に対して行った調査の結果得られた証拠を印刷した書面（文書9及び文書27）であり、それらに添付されている特定ブログの写しは、いずれも審査請求人が自ら開設している特定ブログにおいて公開している情報を印刷したものであると認められる。

当審査会で文書5、文書8、文書9及び文書27の特定ブログの写しの内容を見分したところ、特定ブログの写しには特定地区に係る情報等が具体的に掲げられており、その内容及び審査請求人の主張等からして、それが事実か否かを問わず、法務局等が部落差別を助長する可能性のある情報として、重点的にその排除に取り組んできている情報であると思われることができる。

そうすると、法務局等が自ら当該情報を開示することは、これまでの部落差別の解決に向けた取組方針と相反する結果になることを否定することはできず、諮問庁がその開示に消極的な対応をしていることは、理解し得ないものではない。

しかし、上記2（1）のとおり、当該人権侵犯事件は、審査請求人が、特定都道府県に対して自らの特定ブログに特定の情報を掲載したと通知したことが端緒となったものであるとともに、本件は、法に基づく保有個人情報の開示請求であり、しかも、文書5、文書8、文書9及び文書27に記載された特定ブログの写しの内容については、既に審査請求人が知り得ているというにとどまらず、処分庁等が審査請求人の開設した特定ブログに掲載されていた内容を印刷して得られたものであることからすると、審査請求人の保有個人情報として、当該情報を開示することが、現状以上の情報拡散をもたらすものではないと認められる。

そうすると、当該情報を開示することにより、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言うことはできず、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとは認められない。

また、諮問庁は、特定ブログの写しの内容は、法14条2号にも該当すると説明するが、特定ブログの写しには特定地区に係る情報等が具体的に掲げられているものの、それ自体から特定個人の氏名等特定の個人を識別できる情報は記載されておらず、また、特定地区に係る情報等については、特定図書館において誰でも閲覧できることとされていることからすると、当該部分を公にしても個人の権利利益を害するおそれがある

るとまでは認められず，同号に該当しないと認められる。

したがって，文書 5，文書 8，文書 9 及び文書 27 に，それぞれ添付された特定ブログの写しが記載された部分については，法 14 条 2 号及び 7 号柱書きに該当しないことから開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法 14 条 2 号，3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁が，同条 2 号及び 7 号柱書きに該当することから不開示とすべきとしている別紙 2 については，同条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当しないと認められるので，開示すべきであると判断した。

(第 1 部会)

委員 小林克巳，委員 中村晶子，委員 村上裕章

別紙 1

本件対象保有個人情報の不開示部分等

文書番号	文書名	不開示部分	不開示条文
文書 1	特別事件開始及び調査結果報告書決裁文書	決裁印及び下部の処理経過欄を除くすべての部分	法 1 4 条 7 号柱書き
文書 2	平成 2 2 年 5 月 1 9 日付け特別事件開始及び調査結果報告書	事件端緒欄, 申告等の概要欄, 理由欄, 参考事項欄及び目録欄	法 1 4 条 7 号柱書き
文書 3	平成 2 2 年 5 月 2 6 日付け承認書	メール件名, メール本文, 送信者の直通電話番号, F A X 番号及びメールアドレス	法 1 4 条 7 号柱書き
文書 4	平成 2 2 年 6 月 1 日付け特別事件処理報告書	事件端緒欄	法 1 4 条 7 号柱書き
文書 5	平成 2 2 年 2 月 2 2 日付け口頭聴取書	被聴取者の職業・氏名及び聴取内容	法 1 4 条 2 号本文及び 7 号柱書き
文書 6	平成 2 2 年 2 月 2 3 日付け (午後 1 時 5 0 分) 電話聴取書	受信者欄及び聴取内容	法 1 4 条 7 号柱書き
文書 7	平成 2 2 年 2 月 2 3 日付け (午後 6 時 5 0 分) 電話聴取書	聴取内容	法 1 4 条 7 号柱書き
文書 8	平成 2 2 年 3 月 1 日付け口頭聴取書	被聴取者の所属・氏名, 件名及び聴取内容	法 1 4 条 2 号本文及び 7 号柱書き
文書 9	平成 2 2 年 3 月 2 日付け報告書	決裁印, 日付, 訂正部分及び報告者欄を除く全ての部分	法 1 4 条 2 号本文及び 7 号柱書き
文書 1 0	平成 2 2 年 3 月 5 日付け電話聴取書	受信者欄及び聴取内容	法 1 4 条 7 号柱書き
文書 1 1	平成 2 2 年 3 月 9 日付け電話聴取書	受信者欄及び聴取内容	法 1 4 条 7 号柱書き
文書 1 2	平成 2 2 年 3 月 1 0 日	受信者欄及び聴取内容	法 1 4 条 7 号柱

	付け電話聴取書		書き
文書 1 3	平成 2 2 年 3 月 1 2 日 付け電話聴取書	発信者欄及び聴取内容	法 1 4 条 7 号柱 書き
文書 1 4	平成 2 2 年 3 月 3 1 日 付け電話聴取書	聴取内容	法 1 4 条 7 号柱 書き
文書 1 5	平成 2 2 年 3 月 3 1 日 付け法務省人権擁護局 調査救済課発出文書	本文	法 1 4 条 7 号柱 書き
文書 1 6	平成 2 2 年 4 月 6 日付 け電話聴取書	受信者欄及び聴取内容	法 1 4 条 3 号イ 及び 7 号柱書き
文書 1 7	平成 2 2 年 4 月 7 日受 信電子メール文書	送信者欄, 件名及びメ ール本文	法 1 4 条 3 号イ 及び 7 号柱書き
文書 1 8	平成 2 2 年 4 月 1 3 日 付け電話聴取書	受信者欄及び聴取内容	法 1 4 条 3 号イ 及び 7 号柱書き
文書 1 9	平成 2 2 年 4 月 1 5 日 付け決裁文書	日付及び決裁印を除く 全ての部分	法 1 4 条 3 号イ 及び 7 号柱書き
文書 2 0	平成 2 2 年 4 月 2 1 日 付け受信電子メール文 書	送信者欄, 件名及びメ ール本文	法 1 4 条 3 号イ 及び 7 号柱書き
文書 2 1	平成 2 2 年 4 月 2 1 日 付け (午後 2 時) 電話 聴取書	—	—
文書 2 2	平成 2 2 年 4 月 2 1 日 付け (午後 3 時 1 5 分) 電話聴取書	—	—
文書 2 3	平成 2 2 年 4 月 2 1 日 付け (午後 4 時) 電話 聴取書 (対特定個人)	—	—
文書 2 4	平成 2 2 年 4 月 2 1 日 付け (午後 4 時) 電話 聴取書 (対本省)	聴取内容	法 1 4 条 7 号柱 書き
文書 2 5	平成 2 2 年 4 月 2 2 日 付け送信電子メール文 書	全ての部分	法 1 4 条 3 号イ 及び 7 号柱書き
文書 2 6	平成 2 2 年 4 月 2 2 日 付け受信電子メール文	送信者欄, 件名及びメ ール本文	法 1 4 条 3 号イ 及び 7 号柱書き

	書		
文書 2 7	調査の結果得られた証拠を印刷した書面	全ての部分	法 1 4 条 2 号本文及び 7 号柱書き

別紙 2

次の各文書に記録されている情報

文書 5 の 5 ページないし 7 ページ

文書 8 の 1 7 ページないし 1 9 ページ

文書 9 の 4 ページないし 1 2 ページ

文書 2 7 すべて (1 ページないし 7 ページ)